

事務連絡  
令和2年1月14日

岩手県  
宮城県  
福島県  
茨城県  
栃木県  
群馬県  
埼玉県  
千葉県  
東京都  
神奈川県  
新潟県  
山梨県  
長野県  
静岡県  
民生主管部（局）  
国民健康保険所管課（部）  
後期高齢者医療制度所管課（部）  
介護保険所管課（部）  
後期高齢者医療広域連合事務局

御中

厚生労働省保険局国民健康保険課  
厚生労働省保険局高齢者医療課  
厚生労働省老健局介護保険計画課

令和元年台風第19号による被災者に係る一部負担金又は利用料免除等の実施について（要請・意向確認依頼）

令和元年台風第19号による被災者については、被保険者証を提示できない場合でも保険診療の受診等をできるようにするとともに、被災した旨を医療機関等の窓口で申し立てすることで、医療保険の一部負担金及び介護保険の介護サービス利用料を令和2年1月末までの間、免除することとしているところです。

これらの措置に関し、同年2月以降の取扱いについて、各保険者に別添の取扱いを行うかどうかの意向を確認したいと考えています。

つきましては、各保険者における一部負担金又は介護サービス利用料（以下「一部負担金等」という。）の免除等に係る取扱いの意向について、被保険者証の再発行や免除証明書の発行状況を踏まえ、下記の要領及び別紙の様式により1月17日（金）正午までにご報告いただきますようお願いいたします。

なお、ご報告いただいた結果は、令和元年台風第19号により被災した被保険者（以下「被災被保険者」という。）が医療機関等を利用する際に混乱されないよう、全国の医療機関等に対して周知いたしますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

## 記

被災被保険者に対する令和2年2月以降の一部負担金等の免除等に係る取扱いについて、各保険者において以下のいずれの意向を有するか。

- ① 令和2年2月1日以降も一部負担金等を免除するとともに、同年2月1日から3月31日までの間、現状の申告による取扱い<sup>※</sup>を継続する。

令和2年4月1日以降、被災被保険者が医療機関等の窓口において一部負担金等の免除を受ける場合には、被保険者証及び保険者の発行する免除証明書を医療機関等に提示することを必要とする。なお、免除に要した費用に対する財政支援の要件（住家の全半壊等）は現在の取扱いと同様とする。

- ② 令和2年2月1日以降も一部負担金等を免除するが、同年2月1日以降は現状の申告による取扱い<sup>※</sup>は継続しない。

令和2年2月1日以降、被災被保険者が医療機関等の窓口において一部負担金等の免除を受ける場合には、被保険者証及び保険者の発行する免除証明書を医療機関等に提示することを必要とする。なお、免除に要した費用に対する財政支援の要件（住家の全半壊等）は現在の取扱いと同様とする。

- ③ 令和2年2月1日以降、一部負担金等の免除を行わない。

※ 被災被保険者については、被保険者証を提示できない場合でも保険診療を受けることができるようにするとともに、医療機関等の窓口で被災した旨を申し立てることで一部負担金等の支払いを免除する取扱い。

国民健康保険、後期高齢者医療及び介護保険においては一部負担金等の免除に要した費用に対し、財政支援を予定している。なお、特別調整交付金において設けられている財政負担の要件（国民健康保険・介護保険の場合3%、後期高齢者医療は1%）は本財政支援では設けない。

なお、行政機能の被災が著しい等の理由により、令和2年4月以降も、当分の間、現状の申告による取扱いを継続せざるを得ないと見込まれる場合等は、別途相談されたい。